

全日本労働者大衆を本會

議會對策部提出

所屬議員行動基準

- 一、吾黨所屬議員は吾黨の階級的立場を厳守し独自の斗争と敢行すること。
- 二、議員は常に大衆の先鋒に立ち果敢なる日常斗争を怠ること。
- 三、議員は凡ての御馳走政策（例へば、祝賀、招待、歡迎等）を絶対に拒絶、拒し提案、見学は党機關の承認を得ざる時は此の限りにあらず。
- 四、議員は如何なる問題についても議會外の大衆に呼びかけ大衆と相呼應して斗争を怠ること。
- 五、議員は吾黨の政策、要求を中央專制支配への一軌的斗争に結ばしつれ統一集中的に斗争すること。
- 六、議員は、其の地、政黨、遠征等に独自の活動者